

あけましておめでとうございます。税理士の市川です。[ご挨拶はこちら](#) →



昨年末の税制改正は、多くの方にはあまり関係なさそうな感じです。関心事だった資産税は、2024年からの改正となりましたので、今年が贈与が必要な人には最終年となるかもしれません。ただ、あせった贈与は禁物です。

2023年が皆様にとって良い一年でありますよう、祈念いたします。

今月のブログのまとめ

◆相続の準備メモ：仕事関係者

相続準備メモは相続の準備の第一歩です。
今回のテーマは「相続準備メモの作成」仕事関係者編です。



◆令和5年度の税制改正（相続・贈与）

2022年12月16日に令和5年度の税制改正案が発表されました。
特に注意すべきは相続前7年内の贈与財産の加算と相続時精算課税制度です。



◆産経に市川欽一税理士事務所の記事が掲載されました

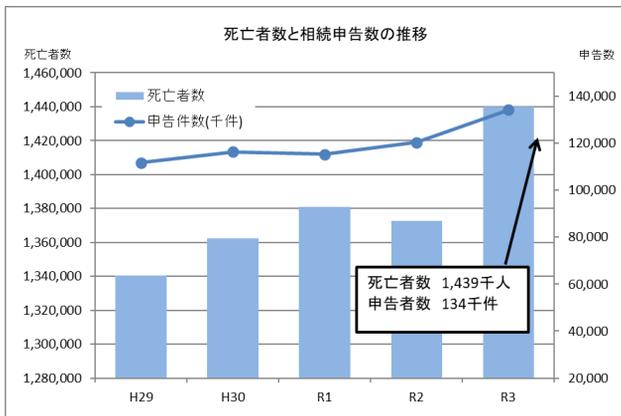
当事務所代表の市川が、産経新聞社のインタビューを受けました。
その記事が[2022/12/23に産経新聞 夕刊](#)に掲載されました。



国税庁の「相続税の調査実態」が発表されました！



国税局から令和3事務年度（令和3年7月～6月）の調査実態が発表されました。



死亡者数は143万人（昨年137万人）と増加
相続税申告者数は13万件（申告率約9%）
となりました。

税務調査	R1	R2	R3
申告件数(千件)	115,267	120,372	134,275
実地調査件数(件)	10,635	5,106	6,317
調査割合	9.2%	4.2%	4.7%
件別指摘価格(万円)	2,866	3,496	3,530
件別追徴税額(万円)	641	943	886

税務調査の件数は6,317件と復活の気配！

コロナ前の半分程度の件数ですが、一件あたりの追徴額は886万円となっており、高額
の相続案件を狙い撃ちの状態は昨年と変わって
いません。

毎週土曜日
無料の税金相談もやっています
お気軽にお申し込みください



市川欽一税理士事務所

（編集長：市川）

大阪府大阪市北区東天満2-6-7 南森町東一号館

電話：050-5435-3083 / FAX：06-6356-3376